

平成29年 6 月12日

株 主 各 位

東京都杉並区成田東五丁目17番13号

株式会社 ゴンゾ

代表取締役社長 石川 真一郎

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る平成29年6月26日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年 6 月27日（火曜日）午後 1 時30分
※入場受付開始：午後12時30分
2. 場 所 東京都中野区野方五丁目 3 番 1 号
野方W I Z 地下 2 階 野方区民ホール
(末尾記載の株主総会会場のご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的である事項
報 告 事 項 1. 第18期（自平成28年 4 月 1 日 至平成29年 3 月31日）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（自平成28年 4 月 1 日 至平成29年 3 月31日）計算書類報告の件
決 議 事 項
第 1 号議案 取締役 4 名選任の件
第 2 号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.gonzo.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

なお議決権行使書用紙の郵送による議決権行使において、議案に対する賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示をされたものとしてお取り扱いさせていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社及び当社の関係会社は、アニメーションの企画・制作、及びライセンス業務を行っております。

当連結会計年度においては、政府によるクールジャパン政策の後押しもあり、アニメコンテンツへの注目度は依然と強く、海外、特に中国からの引き合い、投資共に積極的な姿勢がアニメーション業界でも顕著にみられました。

そうしたなか、国内におけるアニメーションにおきましては、少子化、娯楽の多様化等により厳しい環境にあるものの、海外からの投資、国内外の配信事業の普及やアニメIPを活用したスマホゲームビジネスの発展など、アニメ制作の需要は供給能力をはるかに上回る勢いで増加しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は545百万円（前年同期比45.7%減）、営業利益は△166百万円（前年同期比830.8%減）、経常利益は△290百万円（前年同期比187.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は△363百万円（前年同期比1,199.7%減）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当グループは、2018年以降に放送、配信等を予定しているアニメ作品へ出資するライセンス事業におけるコンテンツ投資を積極的に検討しております。これらコンテンツ投資が決定次第必要となる資金については、自己資金および借入金により充当する予定であります。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

アニメーション業界におきましては、国内外より供給を上回る旺盛な需要があり、従来のアニメ制作の環境下では飽和状態となっている状況下で、少子化、労働者人口の減少など将来を担う若年層の減少による担い手の確保が課題となっております。

当社グループは、このような事業環境下において中長期的に成長していくために、以下の課題に取り組んでまいります。

① 制作事業での収益性安定化

アニメーション事業において、コストの最適化および管理体制の強化を、経営陣および社員が一体となって徹底し、維持、改善を図ってまいります。

② 労働環境の改善

現状、複数のオフィスに分かれているコミュニケーション、時間の非効率な環境を統合し、密で効率的な職場環境を実現すべく、準備を行っています。

③ 制作体制の強化

来年以降に放送、配信等が予定されている作品の制作体制について、人員の強化を図ってまいります。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第15期	第16期	第17期	第18期
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
売 上 高 (千円)		1,246,500	1,109,984	1,005,226	545,162
経常利益又は経常損失(△) (千円)		△209,878	10,263	△101,108	△290,596
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) (千円)		△21,513	252,570	33,055	△363,499
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)		△92.04	1,080.55	141.42	△1,549.16
総 資 産 (千円)		709,883	402,058	388,578	658,780
純 資 産 (千円)		△2,952,807	△2,701,577	△2,668,521	△3,021,499
1株当たり純資産 (円)		△12,638.44	△11,557.90	△11,416.48	△12,862.26

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行株式数で算出しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社アサツー ディ・ケイであり、同社は当社の株式を197,347株(84.00%)を保有しています。

② 親会社等との間の取引に関する事項

当社の親会社等との取引に当たっては、一般に公正妥当と認められる取引条件で行われることに留意しています。

当社取締役会は親会社等との取引において、その取引条件を把握し、取引ごとに適正性、妥当性を判断しています。

③ 子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ゴ ン ジ ー ノ	100百万円	直 接 100.0%	アニメーションの企画・制作
株 式 会 社 沖 縄 ゴ ン ソ	3百万円	間 接 100.0%	アニメーションの制作
株 式 会 社 N X M ジ ャ パ ン	0百万円	間 接 100.0%	グループ内の資金管理
有限会社イズミプロジェクトを営業者とする匿名組合	879百万円	間 接 20.3%	アニメーション作品への投資
一般社団法人ディーブインパクト	4百万円	直 接 100.0%	アニメーション作品への投資
一般社団法人ジーエスエフ・シーエイチ・ワン	3百万円	直 接 100.0%	グループ内の資金管理

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

当社及び当社の関係会社は、テレビ向けを中心としたアニメ作品の企画・制作を行う他、アニメ作品に対して出資をすることで収益分配権及び二次利用権を取得し、これら権利をライセンサーに許諾する事業等を行うアニメーション事業を営んでおります。

(11) 主要な事業所

① 当社

本社：東京都杉並区

② 子会社

株式会社ゴンジーノ：東京都杉並区
株式会社沖縄ゴンゾ：沖縄県宜野湾市
株式会社NXMジャパン：東京都杉並区
有限会社イズミプロジェクトを営業者とする匿名組合：東京都千代田区
一般社団法人ディーブインパクト：東京都千代田区
一般社団法人ジーエスエフ・シーエイチ・ワン：東京都世田谷区

(12) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
53名	▲2名

(13) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社アサダーディ・ケイ	720,000千円
株式会社りそな銀行	953,329千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	321,687千円
株式会社東京都民銀行	155,068千円

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 934,972株

(2) 発行済株式総数 234,912株

(3) 株主数 4,524名

(4) 大株主

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社アサツー ディ・ケイ	197,347	84.00
株式会社サン・クロレラ	3,200	1.36
石川 真一郎	2,250	0.95
山本 健三	869	0.36
株式会社ホリプロ	500	0.21
野口 秀成	400	0.17
アレキサンダー クリストファーJ	374	0.15
松井 和仁	328	0.13
泉 裕介	300	0.12
小舘 学	300	0.12

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 川 真一郎	株式会社沖繩ゴンゾ 代表取締役
代表取締役副社長	勝 村 良 一	
取 締 役	大 芝 賢 二	株式会社アサツーディ・ケイ 執行役員 株式会社ライトソング音楽出版 代表取締役社長 株式会社日本アドシステムズ 代表取締役社長
取 締 役	石 渡 義 崇	株式会社アサツーディ・ケイ 取締役執行役員・CFO
常 勤 監 査 役	稲 垣 正 実	
監 査 役	奥 村 康 治	
監 査 役	石 島 徹	オリコン株式会社 社外監査役

(注)

1. 監査役 奥村康治氏、石島徹氏は社外監査役であります。
2. 当期中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

(a) 就任

平成28年12月14日開催の臨時株主総会において、勝村良一氏、大芝賢二氏及び石渡義崇氏が取締役、宇野沢史紀氏が監査役に、新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
平成29年3月22日開催の臨時株主総会において稲垣正実氏、奥村康治氏及び石島徹氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

(b) 退任

平成28年9月28日をもって、西山弘氏及び舟橋知弘氏は取締役を辞任いたしました。西山弘氏は在任期間中において、いわかぜキャピタル株式会社の代表取締役を兼務しておりました。
平成28年12月14日をもって、植田兼司氏は取締役を辞任いたしました。同氏は在任期間中において、いわかぜキャピタル株式会社の代表取締役を兼務しておりました。
平成29年2月28日をもって、根本慎太郎氏は取締役を辞任いたしました。尚、根本氏は、辞任時の地位は取締役副社長で、重要な兼職の状況は、在任期間中において、株式会社沖繩ゴンゾ社外監査役を兼務しておりました。
平成29年3月22日をもって、水野富夫氏、辻哲哉氏、小高和昭氏及び宇野沢史紀氏は監査役を辞任いたしました。
辻哲哉氏は、辞任時の重要な兼職の状況は、在任期間中において、Field-R法律事務所 弁護士を兼務しておりました。
小高和昭氏は、辞任時の重要な兼職の状況は、在任期間中において、小高公認会計士事務所 公認会計士を兼務しておりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	定額報酬		賞与金		退職慰労金	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
取 締 役	3名	41,258千円	-	-	-	-
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	4,200千円 (4,200千円)	-	-	-	-
計	6名	45,458千円	-	-	-	-

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役 石島徹氏は、オリコン株式会社の社外監査役であります。
兼職している法人と当社の間には、重要な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動内容
監査役	水野 富夫	当期開催の取締役会15回のうち、辞任までの開催された14回中14回に出席し、また当期開催された監査役会10回中9回に必要な発言を適宜行っております。
監査役	辻 哲哉	当期開催の取締役会15回のうち、辞任までの開催された14回中14回に出席し、また当期開催された監査役会10回中9回に必要な発言を適宜行っております。
監査役	小高 和昭	当期開催の取締役会15回のうち、辞任までの開催された14回中14回に出席し、また当期開催された監査役会10回中9回に必要な発言を適宜行っております。
監査役	奥村 康治	当期開催の取締役会15回のうち、就任以降に開催された1回中1回に出席し、また当期開催された監査役会10回のうち、就任以降に開催された1回中1回に必要な発言を適宜行っております。
監査役	石島 徹	当期開催の取締役会15回のうち、就任以降に開催された1回中1回に出席し、また当期開催された監査役会10回のうち、就任以降に開催された1回中1回に必要な発言を適宜行っております。

③社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は従来より社外取締役候補者の選定を検討してはおりますが、残念ながらいまだ人材確保に至っておりません。

しかしながら、親会社となりました株式会社アサツー ディ・ケイの連結子会社となり、財務・経営の監視体制、コーポレートガバナンスの強化は従前よりも強固となり、また、当社が適任と考える方以外が社外取締役に選任された場合、取締役会に期待される機能が果たされない可能性がある等、現状で弊社が社外取締役を置く事が相当でないと判断したため、当社では現在社外取締役を置いておりません。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

才和有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人才和有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

54,140千円

② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額

54,140千円

③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

54,140千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特に定めておりません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年6月29日付で発表した懲戒処分等の内容と概要

① 処分対象

才和有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 1年間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成27年6月29日から平成28年6月29日まで）

③ 処分理由

同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

VI. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

効率的で適切な企業体制を作ることを目的として、以下の各項に関する大綱を取締役会において定め、体制を確保しております。

① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る稟議書、議事録等の文書その他の情報については、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、代表取締役に直属する部署として内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証の上、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- (b) 内部監査室の監査により、法令定款違反その他の事由による損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに代表取締役及び担当部署に通報される体制を構築する。
- (c) 内部監査室の活動を円滑にするために、規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

③取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- (b) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- (c) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

④使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合、内部監査室に通報を行う、内部通報体制を構築する。
- (b) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合、内部監査室長がその内容について、遅滞なくトップマネジメント、取締役会、監査役に報告する体制を構築する。
- (c) 内部監査室長は、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し内部通報体制のさらなる周知徹底を図る。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社内部監査室が当社グループ各社に対し、当社と同様の監査体制を構築する。
- (b) 内部監査室は、子会社等に損失の危険が発生する可能性などを発見した場合、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を構築する。
- (c) 当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は子会社等の各部署と十分な情報交換を行う。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の業務補助スタッフを置くこととする。その人事については、取締役と監査役の協議により決定する。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

(b)常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

(c)監査役は当社の会計監査人である才和有限責任監査法人と情報交換を行うなど連携を図っていく。

⑧反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力等に対し、毅然とした態度で臨み、また、トラブル等が発生した場合は社員一人ひとりを孤立させず、組織をあげて立ち向うことを基本方針とする。

(b)反社会的勢力排除に向けた整備状況

上記基本方針を「コンプライアンス行動基準」とする「コンプライアンスマニュアル」に定めるとともに、定期的にコンプライアンス研修を実施することにより、当社グループ全役員に対して、その周知徹底を図る。また、警察、警察関連機関及び顧問弁護士等の外部専門機関との連携に努めることにより、反社会的勢力に関する情報収集・管理及び社内体制の整備強化に対応していく。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査役会は10回、経営会議は毎週1回開催致しました。

(3)株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	494,642	流動負債	3,600,209
現金及び預金	65,585	買掛金	109,980
売掛金	44,517	短期借入金	1,001,564
仕掛品	260,275	一年内返済予定の長期借入金	1,508,369
立替金	32,186	未払金	437,589
未収選付法人税等	36,069	未払費用	19,012
未収消費税等	45,321	未払法人税等	70,141
その他	57,146	未払消費税等	29,266
貸倒引当金	△46,459	前受金	353,206
固定資産	164,137	預り金	69,618
有形固定資産	8,068	その他	1,461
建物及び構築物	3,344	固定負債	80,069
リース資産	4,180	長期借入金	60,410
その他	543	資産除去債務	10,717
無形固定資産	32,887	その他	8,941
ソフトウェア	1,189	負債合計	3,680,279
コンテンツ権	30,275	純資産の部	
その他	1,422	株主資本	△3,021,499
投資その他の資産	123,181	資本金	3,366,734
長期貸付金	102,106	資本剰余金	3,407,846
敷金及び保証金	22,601	利益剰余金	△9,796,079
破産更生債権等	133,627	純資産合計	△3,021,499
貸倒引当金	△135,153	負債・純資産合計	658,780
その他	0		
資産合計	658,780		

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		545,162
売 上 原 価		331,418
売 上 総 利 益		213,743
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		379,769
営 業 損 失		166,025
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
還 付 金 収 入	1,890	
そ の 他	547	2,438
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	101,180	
為 替 差 損	1,429	
そ の 他	24,399	127,008
経 常 損 失		290,596
特 別 利 益		
債 務 免 除 益	3,087	3,087
特 別 損 失		
減 損 損 失	73,998	
そ の 他	9	74,008
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		361,517
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,981
当 期 純 損 失		363,499
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		363,499

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計	
当 期 首 残 高	3,361,473	3,402,585	△9,432,580	△2,668,521	△2,668,521
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	5,260	5,260		10,521	10,521
親会社株主に 帰属する当期純損失			△363,499	△363,499	△363,499
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	5,260	5,260	△363,499	△352,978	△352,978
当 期 末 残 高	3,366,734	3,407,846	△9,796,079	△3,021,499	△3,021,499

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、営業損益について、前連結会計年度は22,716千円の利益を計上しておりましたが、当連結会計年度は166,025千円の損失を計上しております。また、当社グループは当連結会計年度末において、3,021,499千円の債務超過の状態のため、債務の返済資金の確保に困難が生じる可能性があります。さらに、借入金の契約について、現在、銀行借入金の一部につき、期限の利益の喪失条項に抵触しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、当連結会計年度以降の利益確保を実現させる施策として、既存事業での収益性安定化、成長領域での事業推進、株式会社アサソーディ・ケイ（以下、「ADK」という。）との協業によるシナジーの創出に向けた取り組みを推進しております。

[翌連結会計年度以降の利益確保及び資本増強を実現させる施策]

① 既存事業での収益性安定化

当社グループが従来から手掛けてきたファン向けアニメーション事業において、なお一層のコストの最適化及び管理体制の強化を徹底し、引き続き経営陣及び社員が一体となってこの体質の維持を図ってまいります。

② 成長領域での事業推進

上記施策により、当社グループが従来から手掛けてきたファン向けアニメーション事業において安定的な収益を確保するとともに、当社グループが保有する有力作品について、規模の拡大が見込まれる実写化を含む映画化や遊技機化、近年成長を続けるオンライン、ソーシャルゲーム市場との協業等の販売チャネルの多角化展開を実施することにより、作品を更に大きく成長させ、収益の拡大化に努めてまいります。

③ ADKとの協業によるシナジーの創出

当社は、当連結会計年度において、ADKによる公開買付により同社子会社となりました。ADKは、コンテンツの拡充、2次利用チャネルの多様化、海外収益の拡大等を目的として当社を買収いたしました。今後、当社は、ADKが企画するタイトルの制作、ADK保有タイトルの遊技機化、ADKの販売チャネルを通じた当社保有タイトルの拡販等のADKとの協業を推進し、買収のシナジー効果を創出することにより、収益の拡大に努めてまいります。

しかしながら、以上の取り組みはいずれも実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|-----------|---|
| ①連結子会社の数 | 6社 |
| ②連結子会社の名称 | 株式会社ゴンジーノ
株式会社沖縄ゴンゾ
株式会社NXMジャパン
有限会社イズミプロジェクトを営業者とする匿名組合
一般社団法人ディーブインパクト
一般社団法人ジーエスエフ・シーエイチ・ワン |

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社INdiGOは、平成28年12月22日付で清算終了したため、連結の範囲から除外しております。なお、清算終了までの損益計算書については連結しております。

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、株式会社NXMジャパン及び一般社団法人ジーエスエフ・シーエイチ・ワンの決算日は2月28日、有限会社イズミプロジェクトを営業者とする匿名組合の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、株式会社NXMジャパン、一般社団法人ジーエスエフ・シーエイチ・ワン及び有限会社イズミプロジェクトを営業者とする匿名組合については、同社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------|--|
| ① 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| 其他有価証券 | |
| 時価のないもの…………… | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 仕掛品…………… | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 定率法を採用しております。
(リース資産を除く) 但し、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 8年～15年
- ② 無形固定資産
- ソフトウェア…………… 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。
- コンテンツ版權…………… 将来の収益の獲得見込額に基づく償却方法を採用しております。
- ③ リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- ② 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収消費税等」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。また、「流動資産」に独立掲記していた「前払費用」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「リース資産（純額）」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。また、「有形固定資産」に独立掲記していた「器具備品（純額）」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「有形固定資産」の「その他（純額）」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「投資その他の資産」に独立掲記していた「投資有価証券」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「固定負債」に独立掲記していた「長期未払金」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」に独立掲記していた「受取配当金」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 28,145千円

(2) 返済期日を経過した借入金

平成29年5月26日時点で、1,275,016千円の借入金の返済期日が経過しており、321,687千円については平成25年10月1日以降、953,329千円については平成29年4月1日以降、返済期日が経過した借入金に対して年率約14%の遅延損害金が発生しております。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失に関する注記

用途	種類	場所	減損損失（千円）
事業用資産	コンテンツ版權	東京都杉並区	63,957
事業用資産	建物附属設備	東京都杉並区	8,270
事業用資産	器具備品	沖縄県宜野湾市	1,770

当社グループは、事業用資産については、主に管理会計上の区分を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。このうち、市況の悪化等により収益性が著しく低下したものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスの場合は回収可能価額を零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 234,912株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
3. 当連結会計年度の末日において当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。
 - (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
営業債権である売掛金・立替金は、顧客の信用リスクに晒されています。
営業債務である買掛金・未払金は、短期間で決済されるものであります。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社グループは、営業債権に係る顧客の信用リスクについて、営業部門において各種調査機関等を活用した定期的な与信管理を実施し、リスクの低減を図っております。
 - ② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理
当社グループは、金利変動リスクに晒された借入金について、随時市場の金利動向をモニタリングしております。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、各部署からの報告に基づき総務部が適時に資金繰り計画を作成・更新し、収支の状況に応じた手許流動性を確保することなどにより流動性リスクを管理しております。
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	65,585	65,585	—
(2) 売掛金	44,517		
(3) 立替金	32,186		
貸倒引当金(*2)	△46,459		
	30,244	30,244	—
(4) 未収還付法人税等	36,069	36,069	—
(5) 未収消費税等	45,321	45,321	—
(6) 破産更生債権等	133,627		
貸倒引当金(*2)	△133,627		
	—	—	—
(7) 買掛金	(109,980)	(109,980)	—
(8) 短期借入金	(1,001,564)	(1,001,564)	—
(9) 1年内返済予定の長期借入金	(1,508,369)	(1,508,369)	—
(10) 未払金	(437,589)	(437,589)	—
(11) 未払法人税等	(70,141)	(70,141)	—
(12) 預り金	(69,618)	(69,618)	—

(*1) 負債に計上されているものについては()で示しております。

(*2) 売掛金及び立替金、破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 立替金、(4) 未収還付法人税等、及び(5) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 破産更生債権等

破産更生債権については、回収見込額等に基づき貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としています。

負債

(7) 買掛金、(8) 短期借入金、(9) 1年内返済予定の長期借入金、(10) 未払金、(11) 未払法人税等、及び(12) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

役員に対する長期貸付金及び役員からの長期借入金については、返済期限の定めがないことより、返還見込み年数が特定できず、時価の把握が極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

なお、これらの連結貸借対照表上の計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
長期貸付金	102,106
長期借入金	60,410

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
売掛金	44,517	—	—	—
立替金	32,186	—	—	—
合計	76,703	—	—	—

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	1,001,564	—	—	—
1年内返済予定の 長期借入金	1,508,369	—	—	—
合計	2,509,934	—	—	—

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物及び構築物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	－千円
見積りの変更による増加額 (注)	10,717千円
期末残高	10,717千円

(注) 当連結会計年度において、主に原状回復費用についてより精緻な見積りが可能となったことによる増加です。

(一株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	△12,862円26銭
2. 1株当たり当期純損失	1,549円16銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月26日

株式会社ゴンゾ
取締役会 御中

才和有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菊池 今朝義 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 崎 修 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴンゾの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度末現在、債務超過の状況にあり、銀行借入金の一部について期限の利益を喪失していることなどから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人才和有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人才和有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月29日

株式会社ゴンゾ 監査役会

常勤監査役	稲垣 正 実 ㊞
社外監査役	奥村 康 治 ㊞
社外監査役	石島 徹 ㊞

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	480,554	流動負債	3,566,460
現金及び預金	57,227	買掛金	109,980
売掛金	44,463	短期借入金	915,900
仕掛品	266,011	一年内返済予定の長期借入金	1,508,369
立替金	50,918	未払金	471,745
未収還付法人税等	36,069	未払費用	19,012
未収消費税等	45,321	未払法人税等	69,518
その他	27,000	未払消費税等	28,106
貸倒引当金	△46,459	前受金	353,206
固定資産	165,853	預り金	89,159
有形固定資産	8,068	その他	1,461
建物及び構築物	3,344	固定負債	95,920
リース資産	4,180	役員及び従業員からの長期借入金	60,410
その他	543	資産除去債務	10,717
無形固定資産	32,887	関係会社事業損失引当金	15,851
ソフトウェア	1,189	その他	8,941
コンテンツ権	30,275	負債合計	3,662,381
その他	1,422	純資産の部	
投資その他の資産	124,897	株主資本	
役員及び従業員に対する長期貸付金	102,106	資本金	3,366,734
敷金及び保証金	22,601	資本剰余金	3,407,846
破産更生債権等	133,627	資本準備金	3,407,846
その他	1,716	利益剰余金	△9,790,554
貸倒引当金	△135,153	その他利益剰余金	△9,790,554
		繰越利益剰余金	△9,790,554
		純資産合計	△3,015,973
資産合計	646,407	負債・純資産合計	646,407

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損益計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		541,525
売 上 原 価		322,509
売 上 総 利 益		219,015
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		376,544
営 業 損 失		157,528
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
還 付 金 収 入	1,890	
そ の 他	434	2,325
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	101,180	
為 替 差 損	1,429	
そ の 他	34,109	136,718
経 常 損 失		291,922
特 別 損 失		
減 損 損 失	72,227	
関係会社事業損失引当金繰入額	4,733	
そ の 他	901	77,862
税 引 前 当 期 純 損 失		369,784
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,210
当 期 純 損 失		370,994

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計	
平成28年4月1日残高	3,361,473	3,402,585	3,402,585	△9,419,559	△9,419,559	△2,655,500
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行	5,260	5,260	5,260			10,521
当 期 純 損 失				△370,994	△370,994	△370,994
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	5,260	5,260	5,260	△370,994	△370,994	△360,473
平成29年3月31日残高	3,366,734	3,407,846	3,407,846	△9,790,554	△9,790,554	△3,015,973

(単位：千円)

	純資産合計
平成28年4月1日残高	△2,655,500
事業年度中の変動額	
新 株 の 発 行	10,521
当 期 純 損 失	△370,994
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	
事業年度中の変動額合計	△360,473
平成29年3月31日残高	△3,015,973

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、営業損益について、前事業年度は35,991千円の利益を計上しておりましたが、当事業年度は157,528千円の損失を計上しております。また、当社は当事業年度末において3,015,973千円の債務超過の状態のため、債務の返済資金の確保に困難が生じる可能性があります。さらに、借入金の契約について、現在、銀行借入金の一部につき、期限の利益の喪失条項に抵触しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、当事業年度以降の利益確保を実現させる施策として、既存事業での収益性安定化、成長領域での事業推進、ADKとの協業によるシナジーの創出に向けた取り組みを推進しております。

① 既存事業での収益性安定化

当社が従来から手掛けてきたファン向けアニメーション事業において、なお一層のコストの最適化及び管理体制の強化を徹底し、引き続き経営陣及び社員が一体となってこの体質の維持を図ってまいります。

② 成長領域での事業推進

上記施策により、当社が従来から手掛けてきたファン向けアニメーション事業において安定的な収益を確保するとともに、当社が保有する有力作品について、規模の拡大が見込まれる実写化を含む映画化や遊技機化、近年成長を続けるオンライン、ソーシャルゲーム市場との協業等の販売チャネルの多角化展開を実施することにより、作品を更に大きく成長させ、収益の拡大化に努めてまいります。

③ ADKとの協業によるシナジーの創出

当社は、当事業年度において、ADKによる公開買付により同社子会社となりました。ADKは、コンテンツの拡充、2次利用チャネルの多様化、海外収益の拡大等を目的として当社を買収いたしました。今後、当社は、ADKが企画するタイトルの制作、ADK保有タイトルの遊技機化、ADKの販売チャネルを通じた当社保有タイトルの拡販等のADKとの協業を推進し、買収のシナジー効果を創出することにより、収益の拡大に努めてまいります。

しかしながら、以上の取り組みはいずれも実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び……… 移動平均法による原価法を採用しております。
関連会社株式

②その他有価証券
時価のないもの……… 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、匿名組合出資金については、匿名組合損益のうち持分相当額部分を「営業外損益」に計上し、同額を「匿名組合出資金」に加減算することにより評価しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……… 定率法を採用しております。
(リース資産を除く) 但し、平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建 物 及 び 構 築 物 10年～15年

(2) 無形固定資産
ソフトウェア……… 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。
コンテンツ著作権……… 将来の収益の獲得見込額に基づく償却方法を採用しております。

(3) リース資産……… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 関係会社事業損失引当金… 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、資産内容等を勘案して、損失見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
② 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記していた「前払費用」、「未収入金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、「有形固定資産」に独立掲記していた「器具備品(純額)」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「有形固定資産」の「その他(純額)」に含めて表示しております。

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記していた「投資有価証券」、「関係会社出資金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、「固定負債」に独立掲記していた「長期未払金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 25,529千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	18,732千円
短期金銭債務	83,289千円

(3) 返済期日を経過した借入金

平成29年5月26日時点で、1,275,016千円の借入金の返済期日が経過しており、321,687千円については平成25年10月1日以降、953,329千円については平成29年4月1日以降、返済期日が経過した借入金に対して年率約14%の遅延損害金が発生しております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引による取引高の総額

営業取引の取引高	売上高	847千円
	仕入高	26,320千円
営業取引以外の取引高		735千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当事業年度の末日における発行株式数の種類及び総数

普通株式	234,912株
------	----------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

(3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の主な内容は、繰越欠損金等ですが、全額に評価性引当金を計上しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱アサツー ディ・ケイ	東京都 港区	37,581,366	広告業	被所有 直接 84.00%	当社親会社 資金の借入	資金の借入	720,000	短期借入金	720,000
							利息の支払い	2,847	未払金	2,847

(注) 資金の借入の利率については、市場金利を勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	石川 真一郎	-	-	代表 取締役 社長	被所有 直接 0.95%	当社取締役 資金の借入	資金の借入	5,274	長期借入金	20,514
役員	根本 慎太郎	-	-	-	-	資金の貸付 資金の借入	資金の貸付	5,275	長期貸付金	102,106
							資金の借入	10,000	短期借入金	10,000
							資金の借入	69,061	長期借入金	39,895
							資金の返済	44,140		
						利息の支払い	7,883	未払費用	15,262	

(注) 1. 資金の貸付・借入の利率については、市場金利を勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。

2. 根本慎太郎氏は、平成29年2月28日に関連当事者のうち役員には該当しなくなったため、期末残高は当該関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。

(一株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 $\Delta 12,838$ 円74銭
- 1株当たり当期純損失 1,581円10銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月26日

株式会社ゴンゾ
取締役会 御中

才和有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 菊池 今朝義 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 崎 修 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴンゾの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度末現在、債務超過の状況にあり、銀行借入金の一部について期限の利益を喪失していることなどから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人才和有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人才和有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月29日

株式会社ゴンゾ 監査役会

常勤監査役	稲垣 正 実 ㊟
社外監査役	奥村 康 治 ㊟
社外監査役	石島 徹 ㊟

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

現取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	いしかわ しんいちろう 石川 真一郎 (昭和42年1月31日生)	平成3年4月 株式会社ボストンコンサルティング グループ入社 平成11年6月 株式会社ディジェーション入社 代 表取締役 平成12年2月 当社設立 取締役 平成13年5月 同 代表取締役社長 CEO 平成17年12月 株式会社GDHキャピタル 取締役 平成19年7月 GDH(M)SDN. BHD. 取締役 平成20年10月 当社 代表取締役副社長 平成21年8月 株式会社INdiGO 代表取締役 平成24年5月 株式会社沖縄ゴンゾ 代表取締役(現 任) 平成27年6月 当社 代表取締役社長(現任) 現在に至る	2,250株
2	かつむら りょういち 勝村 良一 (昭和34年10月2日生)	昭和57年4月 株式会社旭通信社(現 株式会社ア サツー ディ・ケイ)入社 平成26年1月 同社 コーポレート本部長 平成28年1月 同社 ファイナンス&プロセスマネ ジメントセンター予算統制業務管理 本部長 平成28年12月 当社 取締役 平成29年3月 当社 代表取締役副社長(現任) 現在に至る	- 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	おおしば けんじ 大芝賢二 (昭和36年12月16日生)	昭和59年4月 株式会社旭通信社(現 株式会社アサツデー・ケイ)入社 平成20年1月 同社 第一営業本部長 平成24年1月 同社 執行役員 平成26年3月 同社 取締役執行役員 平成27年1月 同社 取締役執行役員 コンテンツ・ビジネスセンター統括 平成28年1月 同社 取締役執行役員 コンテンツ・ビジネスセンター統括 平成28年3月 同社 上席執行役員 コンテンツ・ビジネスセンター統括(現任) 平成28年12月 当社 取締役(現任) 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社アサツデー・ケイ 執行役員 コンテンツ・ビジネスセンター統括 株式会社ライトソング音楽出版 代表取締役社長 株式会社日本アドシステムズ 代表取締役社長	- 株
4	いしわた よしたか 石渡義崇 (昭和40年8月7日生)	平成27年6月 株式会社アサツデー・ケイ入社 執行役員 ファイナンスセンター統括 兼 経本部長 平成28年1月 同社 執行役員ファイナンス&プロセスマネジメントセンター統括 兼 経本部長 平成28年3月 同社 取締役執行役員・CFO ファイナンス&プロセスマネジメントセンター担当(現任) 平成28年12月 当社 取締役(現任) 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社アサツデー・ケイ 取締役執行役員・CFO ファイナンス&プロセスマネジメントセンター担当	- 株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 株式会社アサツデー・ケイは、当社の親会社であり、同社の業務執行者である候補者及び過去5年間に業務執行者であった候補者の同社における地位及び担当は、表中に記載のとおりであります。
3. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)として有能な人材を迎えることができるよう、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を当社定款第25条第2項で定めており、大芝賢二氏および石渡義崇氏との間で契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
- 契約内容については次のとおりです。
- ・取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

(社外取締役を置くことが相当でない理由)

当社は従来より社外取締役候補者の選定を検討しておりましたが、残念ながらいまだ人材確保に至っておりません。

しかしながら、親会社となりました株式会社アサツー ディ・ケイの連結子会社となり、財務・経営の監視体制、コーポレートガバナンスの強化は従前よりも強固となり、また、当社が適任と考える方以外が社外取締役に選任された場合、取締役会に期待される機能が果たされない可能性がある等、現状で弊社が社外取締役を置く事が相当でないと判断したため、当社では現在社外取締役を置いておりません。

第2号議案 会計監査人選任の件

会計監査人である才和有限責任監査法人は本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては監査役会の決議に基づき、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が新日本有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査法人に求められる独立性および専門性を有していること、また当社の親会社である株式会社アサツー ディ・ケイにおいて会計監査人に任じられており、連結監査における効率性を高めることが可能であると判断されたためであります。

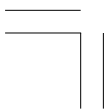
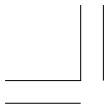
会計監査人候補者の概要等は次のとおりであります。

名称	新日本有限責任監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル	
	その他の事務所	(国内) 大阪ほか 計32カ所 (海外) ニューヨークほか 計46カ所	
沿革	平成12年4月	太田昭和監査法人(昭和60年10月設立)とセンチュリー監査法人(昭和61年1月設立)が平成12年4月合併し、監査法人太田昭和センチュリーを設立	
	平成13年7月	新日本監査法人に名称変更	
	平成20年7月	有限責任監査法人に移行し、新日本有限責任監査法人に名称変更	
概要	資本金	964百万円	
	構成人員	公認会計士	3,351名
		その他監査従事者等	1,025名
		その他職員	1,953名
		合計	6,329名
	被監査会社数	4,040社	

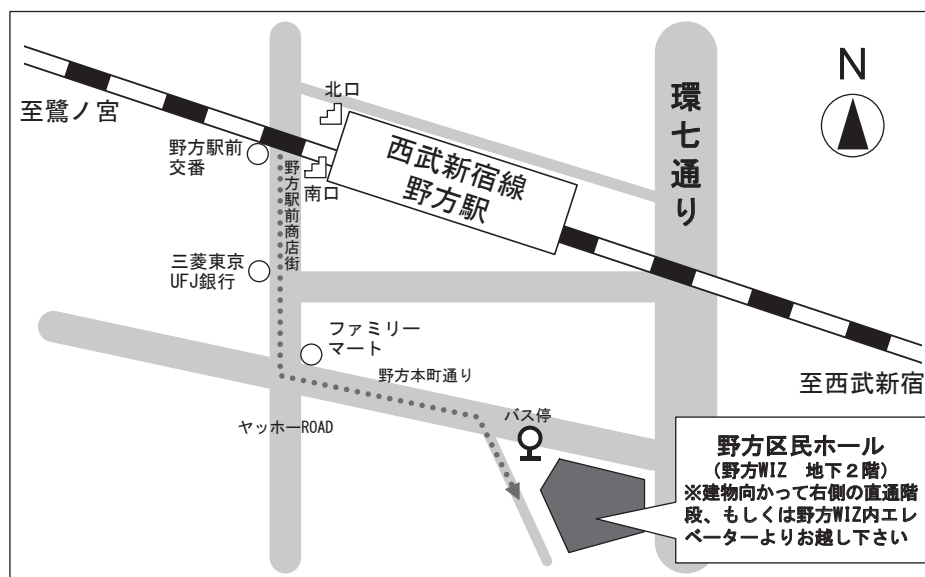
(平成29年3月31日現在)

- (注) 1. 候補者は、過去2年間に当社の親会社（株式会社アサツー ディ・ケイ）及びその子会社（当社を除く）より監査報酬を受けており、今後も当社及び当社の親会社より受ける予定であります
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を当社定款第34条で定めており、本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は候補者との間で当該契約を締結する予定であります。
契約内容については次のとおりです。
- ・会計監査人が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、450万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
3. 候補者は、金融庁より平成27年12月22日付で平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止処分を受けております。

以 上



株主総会会場のご案内図



会場： 東京都中野区野方五丁目3番1号
野方WIZ 地下2階
野方区民ホール

※会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場は
ご遠慮下さい

<交通のご案内>

西武新宿線 野方駅：南口より徒歩約3分